

日本遺産「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」 モニターツアー募集要領

【コンセプト】

このツアーは日本遺産第1号に認定された「御食国若狭と鯖街道」を知ってもらうため実施します。ツアー終了後にA4サイズ両面のアンケートにお答えいただいたり、ご自身のSNS（ツイッター・フェイスブック・インスタグラム）にて旅の状況を発信してもらう「モニターツアー」となっております。

【対象者】

訪日観光客（主に台湾からのお客様）を主とし、アンケートへの回答や、ご自身のSNSにおいて1回以上（宿泊コースの場合は2回以上）投稿していただきます。日本人の方も参加可能ですが、アンケート回答やSNSでの発信をお願いします。

【ツアー日時】

日帰りコース ……平成29年2月18日(出)
宿泊コース ……平成29年2月18日(出)～19日(归)

【添乗員】

同行します。（日帰りツアーの場合、途中より添乗員が交代します）

【最少催行人員】

各コースとも15名で、募集人員は各コースとも20名です。最少催行人員に満たず中止する場合は、出発の1週間前までに通知させていただきます。

【利用バス会社】

レインボー観光自動車、福井鉄道、海陸観光、エース観光、奈良交通など。

【食事】

日帰りコースの場合 ……昼食1回。
宿泊コースの場合 ……夕食1回、朝食1回、昼食2回。
※いずれの場合も、お客様による追加飲食については、各自にてご負担願います。

【宿泊コースの利用お宿】

- 若狭町コース ……若狭町世久見地区の民宿（かわむら・松喜など）に分宿。
（漁師民宿の場合、1つのお宿での受け入れ可能人数や部屋数に限りがありますので、複数のお宿に分宿となります）
- 小浜市コース ……サンホテルやまね

ご旅行条件（要約） お申込みの前にご確認ください

旅行商品にあたるプランについて

このプランは旅行業法上の募集型企画旅行商品にあたり、以下の旅行条件が適用されます。なおこのパンフレットの記載内容は旅行業法第12条の4に定める取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

◆この旅行は、（一社）若狭三方五湖観光協会が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結していただくことになります。契約の内容は記載されている条件のほか、協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部、及び出発前にお渡しする確定書面によります。

◆全てのプランは、事前にお申込みが必要です。

・お申込みは、当協会所定の申込書に記載した必要事項を、電話・メール・FAXにて連絡いただき当協会より受付確認の旨、お伝えした時点をもってお申込みが成立いたします。なお、キャンセルの場合はそのまませず、必ずお電話でお取り消しください。

・お申込みにあたっては参加を希望するプラン、参加全員の氏名、住所、連絡先電話番号、生年月日をお伝えください。

◆参加料（旅行代金）のお支払い方法

・参加料（旅行代金）は当日受付時に全額現金にてお支払いください。

◆旅行代金に含まれないもの

・集合場所までの交通費・当協会に個人的依頼をした場合や別行動をした諸経費・傷害・疾病に関するものなど個人的な諸経費は各自負担となります。

◆キャンセルについて

・お客様の都合で旅行をキャンセルされる場合には、参加料（旅行代金）に対してお一人様につき下記の料率で取消料をいただきます。日程及びプランの変更も同様といたします。下記取消料は開催日の前日から起算します。なお、取消の連絡は営業時間内に電話でお願いします。

・当協会営業時間外の取消は、翌営業日の取消扱いとなります。手紙・FAX等のご連絡の場合は当協会に到着した日の翌営業日の取扱となり、お客様に不利が生ずる場合があります。当日の取消とは、出発日・集合時刻が当協会の営業時間内であり、当協会に電話で直接取消の連絡をいただいた場合に限りです。

・[取消日及び取消料] 開始日（出発日）7～2日前：旅行代金の30％・開始日（出発日）の前日（1日前）：旅行代金の40％・当日（集合時間前）、ただし当社営業時間：旅行代金の50％・旅行開始（集合時間）後又は無連絡不参加：旅行代金の100％
・お客様による契約の解除、お客様の都合により旅行サービスの一部を受領しなかった場合、お客様の権利放棄とみなし、いっさいの払い戻しをいたしません。

◆当協会による契約の解除

以下の事項に該当する場合、理由を説明の上、契約を解除することがあります。

・あらかじめ明示した申込条件の不適合。（技能、団体旅行における協調性に欠ける方など）

・病気その他の事由により当該旅行（団体旅行）に支障がある場合

【国内旅行傷害保険加入のすすめ】

主催者において保険は加入しておりますが、安心してご参加いただくため、お客様ご自身でも保険をおかけになることをおすすめいたします。

◆免責事項

次の場合、賠償責任は負いません。

・天災地変・気象状況・暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行中止。

・運送・宿泊機関の事故若しくは、火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。

・官公署の命令、又は伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難

・運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地・滞在時間の短縮

◆特別補償

・お客様が募集型企画旅行参加中に、生命、身体又は手荷物に被られた一定の損害については、当協会の故意、過失の有無にかかわらず特別補償規定に定めるところにより、補償金及びお見舞金をお支払いいたします。

◆旅程保証

・旅行日程に重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1％～5％に相当する額の変更補償金を支払います。ただし旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15％を限度とします。また一旅行契約について変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

◆個人情報の取り扱い

当協会は旅行申込の際にご提供いただいた個人情報については、お客様への連絡や運送、宿泊機関等の手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用いたします。

・当協会では・取り扱う商品、サービス等のご案内・ご意見・ご感想の提供・アンケートのお願い・統計資料の作成・本旅行時撮影の写真を使用したパンフレット等の作成にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

企画・実施・募集…

（一社）若狭三方五湖観光協会（福井県知事登録第2-103号）

旅行業務取扱管理者：鈴木かつみ

住所：福井県三方上中郡若狭町鳥浜122-31-1

TEL:0770-45-0113

FAX:0770-45-0129

E-mail:wakasa@wakasa-mikatagoko.jp

参加申込書 お申込み方法…①FAX:0770-45-0129 ②TEL:0770-45-0113 ③メール:wakasa@wakasa-mikatagoko.jp

ご希望のコース ①若狭町 宿泊コース / ②小浜市 宿泊コース / ③若狭町 日帰りコース / ④小浜市 日帰りコース

ふりがな 代表者氏名	生年月日 性 別	西暦 男 ・ 女	日	ふりがな 同行者氏名	生年月日 性 別	西暦 男 ・ 女	日
代表者住所	電話番号	E-mail		同行者住所	電話番号	E-mail	

備考欄：_____

申込期限：平成29年2月8日

海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群

～御食国若狭と鯖街道～

日本遺産を めぐる モニターツアー

モニター募集!!

「日本遺産」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化、伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定しています。

今回のこのモニターツアーは、日本遺産第1号として認定された御食国若狭と鯖街道をご案内させていただきます。

1泊2日でゆったり旅

2017.2.18(土)～19(日) 【旅行代金】昼食2回・宿泊費込み

若狭町 宿泊コース 11,500円 (税込)

小浜市 宿泊コース 13,000円 (税込)

※いずれも京都駅発着

日帰りでお手軽旅

2017.2.18(土)

若狭町 日帰りコース 4,000円 (税込)

小浜市 日帰りコース 4,000円 (税込)

※いずれも京都駅発着

企画・実施・募集 （一社）若狭三方五湖観光協会

事業主体 小浜市・若狭町日本遺産活用推進協議会

お申込み・お問い合わせ （一社）若狭三方五湖観光協会 TEL:0770-45-0113 FAX:0770-45-0129

文化芸術振興費補助金（日本遺産魅力発信推進事業） 文化庁



熊川宿（若狭町）

御食国若狭おぼま
食文化館（小浜市）



明通寺 三重塔 小浜市

詳しくは、
中面を
ご覧ください